

## 第5号議案 2005年度役員報酬最高限度額承認の件

1、2005年度役員報酬最高限度額を2,500万円とします。

役員報酬とは、生協の役員(理事、監事)に支払う報酬(給与、手当など)のことです。

この役員報酬の総額限度額は毎年総代会で決定することになっています。

実際に支払っている役員報酬は、員外理事(常勤理事)への給与、学生理事、院生理事、学生院生監事への手当です。

教職員理事・監事に対する報酬は支払われていません。

役員報酬の金額は総代会で決定された限度額の範囲内で理事会にて決定します。

2005年度の員外理事は2名を予定しています。

以上